

將軍空位期の室町幕府と公家社会 — 義円と「条々」 —

石 原 比 伊 呂

はじめに

本稿の目的は、義持の死後、後の義教（本稿では煩瑣を避けるため「義円」に統一する。）が將軍宣下を受けるまでの將軍空位期において、室町幕府の政務決定がいかにしてなされていたのか、具体的な一例を考察することである。

將軍空位期の政務決定についてはすでに豊富な先行研究の蓄積がある。例えば設楽薰氏は、「義教が將軍繼承者に定まつたのは、正長元年正月十九日である」「義教が正式に將軍となるには、永享元年三月十五日の征夷大將軍補任の宣下、同年四月十五日の「將軍御判初」の手続を踏むまで待たねばならず、その間義教は正式には將軍でなかつたのである」「將軍位に就くまでの間は管領畠山満家が政務を代行することとなる」「御判御教書」が出せないということは現実の問題であつて、義教は政務に対して將軍独自の権限を行使し、將軍としての政治的役割を果たすことができない立場にあつた」「上述の如き立場に置かれていた義教の意志の伝達者として大館が活動していた」と述べる。⁽¹⁾ 義持

の死から永享元年春までの一 年余りの期間は制度上、將軍職は空位のままであり、義円は將軍として振る舞うことができなかつた。その不備を補う役割を大館満信が果たしていた。

また太田順三氏は「同（正長一引用者）二年四月十五日に「將軍御判初」がとりおこなわれる（割注略一引用者）までの一年数ヶ月の間、政務⁽²⁾は管領下知（＝室町幕府下知状）によっておこなわれたのである」と、將軍空位期の幕政を管領畠山満家が主導していたことを明らかにした。

これらのすぐれた研究にも関わらず、未解決のまま残された課題もある。具体的には「管領下知」で処理するような性質でない事柄、大館満信が関与しないような事柄、換言すれば、室町幕府將軍ないし室町殿が、公家社会と相談し、その承認・保証・同意の上で、あるいは公家社会の故実に則つた上で解決・遂行すべき政治的・儀礼的諸事項についてである。これらの案件がいかにして処理されたかについては、十分に議論が尽くされていないと思われる。

本稿では『建内記』正長元年三月日条にみられる「条々」を考察する

ことにより、右の課題について、その一端を瞥見することとした。⁽³⁾

のである。

①八〇頁一〇行八一頁一行（前掲）。

改元事、尤可然候、則可 奏聞候哉（一あ）

義円が嗣立されてまもない正長元年三月、管領畠山満家から、関白二

条持基および三伝奏に対し、「御昇進」「御装束」などの「条々」について相談するよう指示があつた。⁽⁴⁾ 「御装束」については程なく解決したようであるが⁽⁵⁾、その他の「条々」については、公家関連の諸政務に疎い満家の要請に基づき持基がメモを文字に書き認めており、全容が判明する。次はその引用である。

条々

一、改元事、尤可然候、則可 奏聞候哉、

一、御名字事、可撰進候、隨御定可 奏聞候、

一、御官位事、可被用何度御例候哉、就其可申意見候、但可計申者任「欠」⁽⁶⁾

「改元事」「御名字事」「御官位事」の三箇「条々」が早急に解決すべき案件として、当時の幕閣に提出されていた。以下、その処理過程を一箇条ずつ具体的に考察してゆく。

③八六頁二〇一三行。

〔改〕元事、武家御申詞一紙（割注略）予書之、同懷中、各於管領「亭力」取出也、抑此筆者事、三人之内右大弁宰相宣光朝臣尤当其仁、仍数反与奪之處、宣光為名題父代官之謂歟、只加其衆「耳」也、右筆不可叶之由辭之、太無謂事也、遲引不可然之上、勸修寺前中納言是又非上首、「旁」無其謂之由辭之、為早速急染筆、於「文」章者三人相談了（略）、（一う）

「如此」書之、此題目者不分明之間、就其「定」可有御尋歟、然者何事之由被存之由「欠」哉之由執柄不審也、此条応永十五年「鹿苑院」薨、応永卅一年長得院薨、「本年勝」定「院」薨逝之間、応永年中「欠」（略）、（一え）

第一章 改元事

義持の死去を機に、三五年を数えた応永から正長へと改元がなされる。まずは『建内記』の中から、「改元事」に関わる箇所を抄出し、時系列順に並べてみたい。なお「(1あ)」などは便宜上、筆者が付したもの

改元事應永之号余久、且私〈武家「也」〉之不祥等在之、仍可被改元之由雖可申、如此事每事無才學也、可然之様「欠」（一お）

④八七頁八行（八九頁五行）

「欠」等薨逝之故也、然者非御不審之限歟、但如此之事不及御沙汰、只以代始改元之分御沙汰可然歟、一二三年延引常事也、然者于今雖延引、被用代始改元之条不可有子細「歟」、其条猶不可然者、官司炎上、洪水「等」事、近年災難之題目可被載「詔」書歟、可為

詮勅許可為肝要哉之由也（略）、（一か）
叡慮哉、依勝定院事許強「不」被申請歟、近年旁不祥之故歟、所

予申云、此御申詞尤可然、不及是非之題目、於勅答者先被仰勅許之由、其以後臨改元之期、可為代始分歟可為〈他事〉題目歟、可被決叡慮哉、今依勝定院事有勅許之由有勅答者、於後日者代始之儀難被變歟之由間、先只可被仰勅許由計歟、「其時」可被加御詞哉、（一き）

右大弁宰相宣光朝臣申云、勅許之後「欠」題目之条不可然、於勅答者「欠」被經御沙汰、可依題目歟可為代始分歟可被一決歟、於代始之儀者一向不可及其沙汰之由猶若有叡慮、又於題目者、就其事若不叶叡慮、万一被違竊被仰子細者、改元之勅許似楚忽歟、尤先可被一決歟（略）、（一く）

⑤八九頁八行（九一頁五行）

次三人向管領「欠」（略）改元事是又〈勅答之趣〉一紙付管領、「代」始改元延引之間為其分可有御「欠」（略）、（一二）

次參執柄、勅黃・「右」大弁參会之、右大弁宰相云、今夜依番祇候仙洞之間、就此事申暇退出之處、可伝仰兩人勅中納言・申由有勅定、改元事執奏之上者不「可」有子細、（一さ）

但、是ハ闕白へ仰分也、改元者有題目事歟、今「所」被申請、是依勝定院事歟、依如此事改元例若被尋沙汰哉、雖無例只被申請者、其又不可有子細由被仰闕白了、此事〈三人〉申次之歟、勅「欠」（略）、（一し）

不依勝定「院」事許歟、凡代始改元于今延引、「仍」如此事等又不快之故歟之由重「申」愚意之処、（1す）

於代始事者応永「卅」年度改元之沙汰雖被仰出、自武家_{于時勝定院殿}「被」申止了、然者於于今代始之沙汰「無其」詮歟之由有重仰（略）、（1世）

面々評議申云、改元事可被申行之条、彼御所存決定了、但就無才學、一向「被」憑闇白意見之分也、而尤可然之由被申御返事了、今勅答、先例事自闇白被申次者、如此例有無者「元」來無才學、仍憑申意見了、若可有子細者最初何不計承哉（准后）定可有御返事、管領所存又可為同前歟、先被尋先例（依重臣薨改元例）、重被經奏聞、承定、欽旨、只勅許分耳有御返事之条可然歟、此段為密々意見之由申之、（1そ）

〔次〕改元事、如示今朝使、只今〈今日〉楚忽難被定其字、此事自闇白不可有注進事也、「先」經奏聞、勅許之後改元字勘者被宣下、次被催仗儀公卿可有改元定事也、次第之儀如此、仍可奏聞之由執柄「被」申趣示之、管領云、只可被申行之由可被申闇白之由今朝申了、於次第之儀者「可被」任例之条不能左右、則今日非可被口之儀也、今朝使者申誤歟云々、（1て）

⑧九四貢八行、一二行。

尤可然之由闇白承諾之、〈先例事〉「明日」可有其沙汰云々、無先例者、只以代始之儀被行者不可有子細歟之由、「欠」可被申哉之由同有其沙汰也、（1た）

次披「欠」之、為此分「欠」就存旨之「欠」若及題目之「欠」如何「欠」哉之由闇白被尋「欠」之勅黃門等同示之、管領返答不分明間、予云、思食之子細皆以奉推量事也_{三代御事之子細也}然而慥就無其仰闇白頻「被力」尋者、其時管領云、以御推量分只可被申之由可申者、

⑥九二貢四行、九二貢六行。

闇白送使者_{經康}改元事依重臣薨逝被行例、嘉慶二年後六条撰政・後福光園撰政・故儀同三司等薨逝、仍同三年改元為康曆元年、其時

「条々」についての相談を満家から受けた持基は、「改元はもつとも

〔件〕 詔書、昨茲多失賢良、今春「又」聞夭折之由被載之、是則先例也、然者可奏此趣之由思給之旨被示之、（1ち）

⑦九三貢一〇行、九四貢八行

改元事、昨日者只御談合殿下分也、「欠」夜前、上意之趣、只以可然之字「可」被注進之由可申闇白之趣也（略）、（1こ）

です。まずは（後小松上皇に）奏聞してみます。」と返答し（1あ）、後小松に奏聞を行つた。後小松の返事は「改元一紙」を略すべきかも含めて、もう一度奏聞するよう。その時に考へる」というものであつた（1い）。ところでこの改元は武家からの改元提案であつた。それゆえに武家申詞が必要とされた。その武家申詞は三伝奏により作成され、時房が執筆を担当した。そして満家邸で申詞の案が披露された（1う）。しかし、そこで大きな問題が持ち上がつた。持基は時房に「これでは改元の題目が不分明なので、きっと後小松院からその点についてのお尋ねがあるにちがいない」と不安を漏らしたのだ。持基は、後小松が題目に不審を抱き改元に反対することを危惧した（1え）。時房は「応永中に、義満・義量・義持の三将軍が薨去していることが理由ではありますか、それを実現するために相応しい名目が思い浮かびません。」と返答した（1え、1お）。將軍家の不幸は改元の題目としては不十分だつた。そこでこの件について三伝奏と持基による話し合いがもたらされた。持基は「十数年遅れになるが、二、三年の遅れはよくあることなので代始改元で押し通せばよいのでは。それでもだめなら近年の災難を題目にして、義持の逝去だけを理由としなければよいのではないだろうか。」と意見した（1か）。持基の意見を受けて時房は「まず改元の勅許だけ頂いて、改元儀の運びとなつたら、儀式当日に題目を書き加えればよいのではないかでしょうか。」と提案した（1き）。それに対し広橋宣光は「もし後小松院の反対を受けて土壇場で御破算になつたらどうするのだ。題目はあらかじめ決定しておくべきだろ。」と反対した（1く）。

他方で勧修寺經興は「一応、後小松院の意を考えて災難という題目で注進したとしても、当代はじめての改元なのだから、後世の人々は代始改元と認識するに違ひない。儀式当日に書き加えるというやりかたも、問題があるかもしれないの、題目は代始が良いだろ。」と意見した（1け）。このときの評議の結果は三伝奏により管領満家に報告された（1二）。ところで奏聞を受けた後小松の返答であるが、まず後小松はある以上は、やぶさかではない」との意志を表示している（1さ）。しかし、持基及び三伝奏の不安は的中した。後小松は持基に対し「改元には題目が必要である。義持の死去が今回の題目であるならば、先例は調べてあるのか。先例がなくとも特に問題はないが。」との疑問を伝えてきた（1し）。後小松は、義持死去を理由とした改元について、先例上の根拠に不審を抱いていたのである。持基は後小松のもとに参じ、前述の相談内容に基づき弁明をしたが（1す）、後小松は持基に「代始というならば、応永三〇年に改元が取り沙汰されたとき、武家から反対があつたのだから、今さらおかしいのではないか。」と反論した（1せ）。危惧していた通りの後小松の反応に直面した三伝奏は「我々には才学がないので持基様に頼むしかありません。もし問題が起きたら義円や満家から「なぜ最初から適切な処置をしなかつたのだ。」と叱責される恐れがありますし、まず重臣薨去での改元に先例があるのかをお調べいただいて、もう一度御奏聞頂くのがよいかと思います。」と持基にすがりついた（1そ）。持基は三伝奏に対して「了解した。もし先例がなけれ

ば、代始で執り行うよう、もう一度お願ひしてみる。」と応じた（1た）。やがて先例を調査した持基は「近衛兼嗣・二条良基・万里小路仲房が死んだ年の翌嘉慶三年に、康暦への改元があつた。そのときの詔書には、「昨茲多失賢良、今春又聞夭折」との文言がある。重臣薨去による改元であり、今回の先例として相応しい。」と、正長への改元を合理化しうる先例を見つけだしてきた（1ち）。こうして三伝奏及び持基の奔走の末、正長改元は無事に実現する。ここでさらに付言すべきは、

（1ど）の内容である。「から義円の「思食之子細」・「仰」は周囲が「推量」する（しかない）状況であったことが伺い知れるのである。⁽⁸⁾なお、義円のものと考えられる「上意」がもたらされるも、持基の意見により撤回されるという一幕もある（1つ、1て）。この点については別稿を用意しており、ここでは触れないが、本稿での考察と矛盾をきたすことはないと考える。

以上の改元手続きから、四つの特徴を指摘することができる。まずは持基の同意及び奏聞により手続きが開始している点である（1あ）。

二は、終始一貫して三伝奏および持基が意見を調整しながら、直接的な実務を進めていたという点である（1い～1た）。そして三として、満

家が披露相手であつたこと、あるいは公家衆が後小松の難色に対し、義円とともに満家の機嫌を損ねることを危惧していた点に注目しなければならない（1う・1こ・1そ）。最後に四として、三伝奏は義円の機嫌を損ねることを危惧してはいるものの、義円の直接的な意志そのものは明示されない状況であつたことを挙げられる（1ど）。

右の四つの特徴を勘案すると、この正長改元については、幕府として改元の意志があつたことは間違いないが、それが義円の意志であつたかどうかは明確でないといえるだろう。むしろ、史料上にあらわれているのは、改元実現のため、実務に奔走する公家衆の姿であり、表向きにおいて公家衆から報告を受ける管領畠山満家の姿である。すなわち正長改元に対して、義円の関与の度合いは極めて低いものであつた可能性が高いのである。

なお、この正長改元に対して後小松上皇が難色を示した事実を、後小松の幕府に対する反撃として公武対立の図式で理解しようとする見解があるが、後小松の難色とは「義持の逝去を題目とするのならば、規範となる先例は調べたのか」「代始改元を題目とするのならば、応永三〇年の件があるのでつじつまが合わなくなる」というもので、改元の題目に筋を通させようとしただけであり、改元 자체には微塵も反対していない。後小松の治世者としての自覚を見出すことはできるが、朝廷勢力なり後小松個人なりの武家への反撃と評価したり、公武対立を見出したりすることには慎重でなければならないだろう。

第二章 御官位事

次に同じく「御官位事」に関する『建内記』の記事を列記する。還俗した義円にいかなる官位を与えるべきか、公武間で協議が重ねられた。

①八一頁一行、一一行。

一、御官位事、可被用何度御例候哉、就其可申意見候、但可計申者

任、「欠」(2あ)

或任參議、如此之直任若可然哉、准后者強無官位之准歟、僧正者已准參議之礼也、然者一段之御計若可宜哉如何、且花園左大臣有仁公元服日直叙三位中将、非無先例、且以今般之儀尤可有其計事歟、或有存此儀之輩歟、右大弁宰相宣光朝臣今日於執柄申出此事処、(2い)

執柄云、鹿苑院殿以来御昇進等是被模摸家之儀、而於摸闕家或直任叙正下五位中将、或叙從五位下任侍從等者也、其外直昇高位高官「欠」「無」先例歟、如花園左府之例難云「先例」、今已准后也、縱雖昇參議・「納」言不可対准后之崇班之上者、已被乘日來之儀勿論也、然者就「彼」家之佳例被經次第之昇進之「条、尤猶」可然之由相存「者也」、此趣有返答、(2う)

予先日一往雖申出之、執柄所存甘心之間同此儀了、「欠」今日不及言句、執柄被談「勸黃」處、已叙爵左馬頭事被計仰了、今更不可及此沙汰歟之由申之、且元服以前也、直叙四位・三位、直任參議・納言類不可然之由旁被存之、尤有其謂事也、(2え)

②八四頁五七行。

鹿苑院殿御佳例先可有御叙爵候哉、彼御例、正五位下左馬頭等後日將軍空位期の室町幕府と公家社会——義円と「条々」—

也、今度之儀御叙爵同日御挙任左馬頭尤可然候哉、且同日御叙爵「欠」等持「院」殿御例「欠」(略)、(2お)

明日於管領可参会之由示遣勅中并右大弁等了、(2か)

③三月一〇日条。

御官位事、十二日可有申沙汰之由可申執柄之由、自三宝院僧正有返答(割注略)仍示遣勅修寺前中納言・右大弁宰相宣光朝臣等了

(略)、(2き)

於官位者先日自闕白被計申分、准后御所存被治定云々、(2く)

④一〇五頁九行～一〇六頁一〇行。

官位事、於陣有其沙汰、上卿「欠」納言信宗卿也也、奉行藏人左少弁

(略)、(2け)

「欠」挙任左馬頭「欠」御叙爵之日「御」挙任治部大輔「欠」、此例同日官位御沙汰也、於左馬頭者猶被守先父之佳例、彼是被廻執柄貴計、所被經奏聞也、小除目了、于時未刻歟、(2こ)

⑤三月一二日条。

今日之儀 禁裏未被聞食、自 仙洞被立 勅使、被出御馬・御劍

者、此子細同可被告申 禁裏敷之由、予於 仙洞今朝入魂四辻宰相 中將之處、則申入之間、内々被申 禁裏云々、(2さ)

義円の昇進に関しても、持基が満家に「昇進については、しかるべき先例を意見します」と応答したことから記事が始まる(2あ)。やがて持基と三伝奏による話し合いがもたれ、広橋宣光は持基に「准后に相当する官位はありません。僧正なら参議に相当するので、それよりもう少し厚遇すればよいのではないでしようか。花園左大臣(源有仁)の先例もあります」と意見した(2い)。それに対し持基は「将軍家は義満様以来昇進などを摂家の儀に准えてきた。摂関家では正五位下中将か従五位下侍従に叙任することになつていて、他の例はない。通常とは異なり、今回の場合は准后なのだから、源有仁の例などは准ずべき先例とはいえない。将軍家の佳例に任せるべきである」と意見した(2う)。この持基の意見には時房も同意を示した(2え)。そしてそのまま、大筋において持基の意見が採用されたらしく、その後は詰めの微調整が進められることとなつた。その中で、「官位事について、義満様はまず叙爵してから、日を改めて左馬頭に拝任したが、今回は同日がよい。尊氏様の先例もある」といった意見が出された。明示はされていないが、おそらく持基の意見であつたと思われる(2お)。また、面々は「改元事」同様、管領邸に參集している(2か)。具体的な昇進官位については、以上の過程を経た上で、義円が了承を与えることにより決定した。持基の提案がほぼそのまま実現したといえる(2く)。この段になつて

はじめて義円が登場人物として姿をあらわすことに注意したい。満済は三伝奏を通じて持基に「官位事については、一二日に手続を行うよう」との指示を出した(2き)。やがて陣定が召集され(2け)、義円は左馬頭に任官する運びとなる。ここでも今回の任官は持基の「貴計」により実現したことが特記されている(2こ)。なお、この人事に対し称光天皇は全く関与していなかつたようで、時房が四辻季保を通じて称光に伝達した。また、このやりとりが仙洞にてなされていることから、義円任官については、後小松が全体を把握していただろうことを推測しうる(2さ)。

義円任官についての検証から、以下の四点を指摘しうる。一に後小松の把握下で進められたらしいこと(2さ)、「窓口は満家であったこと(2か)、三にほぼ持基の提言通りに実現しており、持基に強力な主導権が存在していたであろう」と(2あ・2う・2え・2く・2こ)、そして四に義円は、すでに事實上決定した事項に承認を与える存在でしかなかつたこと(2き・2く)、である。持基の主導によつて、ほとんどの手続きが進んでおり、「御官位事」においても義円の主体性を確認することは困難といえよう。

第三章 御名字事

義円は「義教」と改名するまでの約一年間、「義宣」の俗名を名乗つた。最後に「義宣」が決定するまでの過程、「御名字事」について、これまでと同様に史料を挙げて考えてみたい。⁽¹⁰⁾

①八〇頁二一行。

一、御名字事、可撰進候、隨御定可 奏聞候、（3あ）

②八二頁一行（八四頁四行）

御名字事、又有御談合之子細、「面々」不殘所存可申意見之由執柄承之、「欠」分面々申之、（3い）

（同）、

義豊（割注略）、「義綱（同）」、「義尚（同）」、「義益（同）」、「義秀

（同）、

一、豊字無子細、但軒字釋似彖、「欠」此獸善惡之德無所見、「若」為惡獸者不可然、猶可被「欠」予已下申了、

「欠」三宝院僧正^{満清}云、軒ハ唐人「欠」食スル獸ナリ、好雨云々、又此獸卑シク穢ハシキヲ好ト云ヘリ、

一、綱ハ無子細歟、但破字見之時、岡ハ本字ハ綱也、岡ハナシナリ、然者可有難歟之由勸黃門申之、予引勘之處、綱ハアミナリ、ツナハ綱也、各別「ノ」音声、各別ノ文字也、仍無子細、（反音ノ）印又我也、高也、尺儀珍重也、但義家ノ弟ニ義綱アリ、石階力先祖歟、有斟酌、仍被略哉、

「一」、尚字於字釋者「殊」勝也、但可止之辭ト云尺モアルヤラゝ、只今不覺悟之由予申之、但不分明、可被勘歟、尚字反音軒「ノ」字也、軒ハ為凶事歟之由右大「弁」申之、予翌日引勘之處

「欠」（3う）

参准后于時御坐日野中納言等御名字「之力」事、今日管領以三宝院僧正可披露、仍無何面々可參候之由管領「示力」歟、依勸修寺前中納言告示所早參也、三宝院僧正元來祇候、招予・中納言等於閑所、御名字事有談合、此三宣・義秀内何可然哉、定可申意見之由可被仰下歟、其

時申モ又「今」申モ同事歟、承存可得其意之由示之、且闕白ハ御使事、三人ハ為「勿論」也、闕白注進之内万有一難者不可「欠」
「闕」白一人之難、御使争不示意見哉「由」追可有其沙汰歟、不殘所存可申「欠」（略）（3え）

「欠」前中納言・右大弁「宰相」宣光朝臣帰来、次常宗申云、義益可然、「於」義宣者「欠」也、而常宗申可然之由条有斟酌、仍不申者、爰勸黃門告予云、逆字事不示哉、仍予重云、於反音者無形之時不可及沙汰之条被存歟、常宗云、改元字并「名」字、上古更不及反音之沙汰、而韻鏡渡朝以來有此沙汰、正シク得惡字之時「欠」爭可用哉之由斟酌也、無形之時不及沙汰也、悉坦之口伝「欠」事、是又有其說「欠」勿論也、「欠」及二重「欠」事歟者、次三「人參三」宝院僧正壇「所」（割注略）之處、入風「呂云々」、仍相待之處、依召兩人參准后、次予依召「欠」退出之後、僧正帰參之時分又列參御壇所、常宗申趣示之、折紙返了、僧正云、予申趣逆字事不相談哉如何、予云、愚意之趣示了、而常宗「欠」（3お）

(3) 八七頁一行～七行。

次予・勸中同道向三寶院僧正壇所、勘文内々自執柄被付僧正之由示之、「是」今夜為披露若被急歟之由故也、僧正云、明日披露可然、且満済者内々儀也、任本路自執柄可被付管領許尤可然、明旦面々同道可被付管領也、其時内々可披露之由付満済者可披露、此事管領付三人予大・勸大、披露尤可然歟云々、以上僧正詞也、(3か)

(4) 八九頁二行。

次三人向管領「欠」御名字「注」進并御返事一紙同付「管」領(3
き)

(5) 九一頁五～六行。

次御名字事、閑白密々自懷中「被出」折「紙」濟々被撰載之、面々有談

「合」事、其間事不違具記、「欠」於三寶院僧正壇所三条「欠」「謁」僧正、述心緒僧正云、被申執柄条々御返事、満済「欠」(3く)

(6) 九二頁六～七行。

御名字「事」、内々有御談合之子細等、予申云、「今日」三人同道可參之由昨夕申定了、「兩」人定可參上歟、時房則可參入、早「可」告示兩人之由也、(3け)

(7) 九三頁九～一〇行。

(8) 九四頁四行～九五頁五行。
「欠」刻向管領、昨夜閑白注給一紙并「御」名字日次已下「被」相尋事等可示之由存之、牒送両「人」勸中・右之處、(3)

「欠」向管領許(略)次御名字事示之、「上」字者義字代々御用之間不能左右、「下」字或御一流已被用同訓也、或御「一」族先祖等同名也、又撰閑・大臣等「名」字同訓有憚、仍下一字難得也、「今日」中注進楚忽也、今一両日可得「御」意之趣也(割注略)、「欠」難得察申也、今日事、依鹿苑院殿「御忌」日、御名字等沙汰無何可有斟酌「欠」三寶院承之、然者明後日八日「勝」鬱院御忌日也、可為同憚歟之由管領「申」之、來九日凡為吉曜歟之由勸中「申」之、一両日事可得其意之由管領返「欠」(略)(3さ)

(9) 九五頁一行～九六頁八行。

次向少納言入道許、字書等引勘之、同才学者也、晚頭詣執柄、勸黃・右大弁同參「欠」、申出御名字、閑白出座給之(略)、(3し)

「欠」旨如此(割注略)但非逆之由ハ彼モ不申也、「欠」只無形之上者不可及沙汰之由申之悉坦之習逐取之條ハ勿論之由示了、悉坦事僧正同被存此旨歟、抑今日僧正云、御名字事、就被仰閑白、任貞「治記」錄被相計先被注進之、但「貞治」度柳原一品志光卿勸進、仍攝政以其内被相計之由有其説、「欠」尋藤中納言行光之處、文書預置

「欠」只今難得所見云々、依無余日「欠」進了、然而「欠」家被召勘「文」之条「欠」被存之、但已注進之間、被仰「欠」条若可有御斟酌之儀歟之間、執柄直被申 仙洞之由今朝所承也、彼勘者治定注進已後、其内又可有「欠」也、先以執柄注進之内、且可「有御」撰「欠」也云々、(3す)

(10)九八貞七行(九九貞)二行。

御名字事、右大弁宰相宣光朝臣可勘申也、仍内々先載折紙進入闕

白、先預披露、隨御意可載勘文由右大弁申之歟、

義雅(割注略) 義英(同) 義順(同)

以上三也、義雅事義政アリシナリ、「仍」雖字替、先度就此沙汰出来雖思寄不注載之由執柄被示之、而宣光朝臣申所存、大臣名字ハ雖字替相憚之由所習也、且義光ニ義満ヲ不被憚、今「義信」ニ義宣ヲ不被憚已有御注進、此類也ト陳申、此事義政ハ義時孫、隨「分」者也、不可似自余之准者歟、仍執柄殊被示此旨畢、(3せ)

(11)三月一〇日条

御名字事、右大弁宰相宣光朝臣可勘進之、仍先書進闕白分如此、如常宗相談、此内一可然之由可申之旨執柄承之、仍写留之、応永卅五

三十一、以小高檀紙為折紙書之、

義雅(割注略) 義英(同) 義順(同)

先可披露之由被付三宝院僧正之處、儒者所進之御名字毛同、以其内

將軍空位期の室町幕府と公家社会

— 義円と「条々」 —

面々談可申之由一昨日已被仰了、然者此内三人予・勸・如先日談常宗、彼意見之分可申之、其時先日執柄注進内、可然御名字与此折紙之内可然御名字、二ヲ主人可被決御意歟、又可被任 仙洞御計歟、

可為兩端也、今以此折紙雖披露、先日仰可為同篇之間、只今不可披露、相談可申之由早可被仰三人予・勸・之由、僧正答申執柄云々、執柄御使〈左馬頭〉經康也、(3そ)

(12)三月一一日条

右大弁宰相宣光朝臣撰進御名字之内、雅事依彼御当家之系図内義政在之、特平家義時子重時、重時子義政、隨分之者也、仍執柄雖思食寄被棄捐、不及同名之注進之由被示右大弁、右大弁申云、於同名之字替者義光・義満無相違、仍雖有義信以義宣(自執柄)被注進了、又義時之流非可憚、其故者、雖有良持不被憚義持、但勝定院御例強不可模之由若彼内心在之哉、仍可注進他字、且可談父入道之由申之、白地退出、次帰參、又一紙持參之、

義貴 義英 義順 (3た)

執柄云、義貴文字無子細歟、予同之、但諸家之系図不覺悟之、爰執柄云、義孝雖字替是伊尹男也、兄弟二人、以義孝号前少将、以今一人称後少将、依朝成怨靈父子三人三ヶ日中逝去世之所知也、此怨念殊依昇進事歟、是以後世尊寺一流不任羽林、一代猶雖任之不快歟、今被用義貴之条不可然哉、右大弁申云、此事尤可有憚、不存知事

也、早可撰進各別之字也、次退出、更注進一紙

義寬トヲ（割注略）」義英（同）「義規（同）

寛字可為遠、是韻注之心也、又名字抄遠并寛兩讀也、仍為遠之
「由」右大弁申之、規字「欠」ノリタルヘキヨシ申之、此注進之内
早可談、常宗之由執柄承之、（3ち）

⑬一〇〇頁一行、一〇二頁八行。

御名字事内々雖注申、猶可被「訪」儒林并可然人々哉之由申之、
(3ち)

僧正云、可被尋誰人哉、右大「弁」云、儒林無人也、自然之事草進
者當時大内記為清朝臣許也、彼又不可及御尋者歟、可然人八若可被
尋申右府哉、（3て）

予申云、寛字ヒロト讀候へハむつかしく強不可被用歟、然者規字如
常宗申無子細歟、但於同名無字者無子細之條治定之故也（割注略）
「勸修」寺前中納言同予意見者也、「欠」ノ讀ヲ被憚之条却而
「欠」然者無益事歟、義規ハ、規字誰人近年名字被用哉雖不慥、
上方御名字ニハ珍シキ字、為後代モ可然也、然者可被用義規哉、「
義英事、常宗不申是非也、（3ぬ）

寛字事猶貽所存「欠」申「欠」於如字积之御不審者、尤可被訪儒林
歟、今寛字沙汰者、義弘同名之故聊及此沙汰、其段可有斟酌哉否、
當時面々可在賢慮、且就時宜可有忌憚之有無歟之由也、僧正有感
氣、勸中同之、面々申意見之處、當時難如之、只以両字義寛可被載
勘文之由僧正申之、常熙同申之、（3と）

僧正云、益字事常宗舉申了、（一向）今被略之条、無被訪意見之
「甲」斐歟、且老者事也、所詮以義宣可被載也（略）、（3な）

次三人同道、彼申詞之趣參申執柄之處、此趣可伝達三宝院僧正満濟
之由承之、則三人同道、「於」裏松（當時御在所也）（於中門廊）謁
三宝院、示常宗申趣、各可申意見之由僧正被示之、（3ぬ）
無涯分間難定是非之由勸中・予答之處、（3の）

先日仰、已談合可申一定之趣也、何不申所存哉、無涯分者只可申
「我」涯分之意見耳也、且以一人雖可事足、每「欠」副三人不可有
斟酌（略）、（3は）

「欠」猶可申所存之由也、右大弁宰相宣光所存者、寛ノ讀許無之、
已遠之讀アリ、何守一隅可有難哉、トモトモ讀之、其讀是繁多也、
所詮規字ノ讀ヨリハ寛字積殊勝也、勘者猶執存之趣申之（略）、（3
に）

次予・勅中同道向少納言入道許、示御沙汰之趣、益事就無形無難、仍舉申了、義宣事元來無難、只以曾孫同名之謂不及舉申耳也、宣字可被載勘文之「条」珍重也、如此被仰下之条、家之面目道光華也、種々畏申之（略）、（3ひ）

次參執柄申此趣、相待勘文「欠」之處、右大弁宰相宣光朝臣則進勘文、（3ふ）

（14）一〇三頁七行～一〇五頁八行。

「欠」決主人御意歟、又可被任觀意歟、兩「様」治定已後明日可被染宸筆、件宸筆閑白可被伝進、可有御持向歟、又以如三人可為御伝進歟之由執柄今日承之間、定可有御出歟、然者直御伝進可為嚴重歟、但可被申談僧正事也之由予申了者、（3へ）

僧正云、誠非憚事也、彼御意又更不可有子細事也、但近日人々「不」慮之題目「欠」難之歟、無何斟酌有其謂、後日可得其意也、仍勘文明日勅中可持向管領之由、僧正被示黃門了、勅中取勘文退散、右大弁相共可持向云々、（3め）

予示僧正云、御名字閑白被持參者不能左右、又「御」勘文僧正（内々）被進者不能左右、若以三人「欠」可進者予已可在「欠」就上「首」兩人「又」被示、（3み）

僧正云、閑白參賀事明夕歟明後日歟未定也、明日（閑白）御名字隨身事可為無骨歟、面々被伝進之条可然歟、（3ほ）
勅中云、是ハ閑白ヨリノ御使タルヘキ歟、僧正云、執柄ニハ可然御人モ不候歟、又相似陵余歟、御持參不可有苦候哉、予示黃門云、此間就彼（准后）「御」使已參申了、就本路持參更不可「有」苦事候歟、黃門諾之、（3ま）

「御」名字事、於本所被一決者不能左右、可被決。勅定之由若申入者、両字内何可然之由有。叡慮哉之由密々今日伺申入之處、更無御分別、可被尋仰常「宗之」由有御思案、予乍憚密々申入云、規字ノ「リ也」、仍無難也。昨日常宗所存無相違、爰今朝対名「字」抄之處、チカトモ讀メリ、然者康和義親朝「欠」、不可然歟、以「欠」忠「臣」可為肝要、尤可被避事也「欠」得御意所申也、勘者後聞〈奏聞之条者〉定可遺恨歟、可為密々条有御心得之由有。勅定、規字「事、昨」日臨期右大弁出来事也、常宗名「字抄」、ノリ又キ両点也、チカ事無「所見、予」所持之本載之、藤原惟規ト先例ヲ付之「欠」子細哉、但惟規「欠」名字「抄」ニ点之、「欠」惟規ト点之、邦綱卿先「祖也、」「欠」「名」字抄（略）（3や）

「御名字事」についても、持基の「候補を選ぶので、武家で決めて下さい。それに沿つて奏聞します。」という言葉から始まる（3あ）。持基は「三伝奏ともどもで存分に意見せよ。」との指示を時房以下に出した（3い）。そこで早速、満済及び三伝奏が、おそらく持基により撰進された候補（「義豊」「義綱」「義尚」「義益」「義秀」）に対し難陳の作業を始める（3う）。難陳の中で「義豊」「義綱」「義尚」が落選し、「義宣」が新たに候補として加えられる。その結果を受けて満家は、三伝奏に対して「満済を通じて（義円に）披露するので、義円の邸宅を訪ねるようだ。」と伝えた。義円邸を訪れた三伝奏は、閑所にて満済から「三つに絞られた候補（「義益」「義宣」「義秀」）の中から、この場で最善を

決定しておくように。きっと（義円も）そのことをお尋ねになるだろう。難があつたら持基だけでなく三伝奏も連帶責任になるのだから、忌憚なく意見するように。」と指示された（3え）。義円は候補が三つあつたならば、「そのうちどれがよいか。」と聞き返すような、主体性の希薄な存在として認識されていたと考えられよう。

結局このときは披露が行われなかつたのであろうか、三候補からの択一を求められた時房等は、儒者である清原良賢（常宗）に意見を求める。三伝奏と良賢で相談が持たれた。良賢の意見は「義益でしかるべき。」というものであり、その結果が満済に告げられた。それに伴い、再び時房は義円から呼び寄せられた（3お）。このときの義円と時房のやりとりの内容は不明であるが、良賢との相談の結果について報告を受けた満済は「明日（義円）に披露することになるが、自分は「内々の儀」なので「本路」に任せて、持基が満家を通じて披露するように。とはいえる。その時に付託してくれれば、私の方から内々に伝達する。」と答えている。満済が事実上、義円の指南役であつたといえるだろう（3か）。さて、審理不十分ということになつたのであらうか、この時の披露では事が済まなかつたらしい。その後、改めて名字について満家のもとに注進が届けられている（3き）。それとともに、名字の候補が再び満済に進覽され、振り出しから再考されることとなつた（3く）。

そこでもう一度、名字のことで三伝奏が召集され（3け）、時房は満家邸に出向く（3こ）。そこで、名字の下字が決めがたい旨を説明した（3さ）。次に時房は清原良賢の許へ相談に赴き、さらに三伝奏

と持基で話し合いが持たれた（3し）。やがて満済から時房に、既に持基による注進がなされた旨が伝えられた。持基は「仰せ」を受けて、「貞〔治記〕録」により勘進した。また、本来なら専門家の「勘文」を召すべきところをさしおいて、候補を持基が注進してしまったことについて（後小松あるいは持基の）「御斟酌」があり、持基が後小松と相談したところ、「勘者を決めて勘文を注進させてから正式選定としよう」とはいえまずは持基注進分を検討しよう。」ということになった（3す）。やや位置付けの難しいやりとりが続いたが、とにかく当初の持基勘申分に加え、伝奏の一人である広橋宣光が、候補を三つ（「義雅」「義英」「義順」）勘申し、まず持基に披露した上で候補を絞り勘文に載せるという運びとなつた（3せ）。そうしたところ、「良賢などと相談して一つ選べ」との指示が持基から出された。そこで満済の許へ赴くと「先に注進した分と、今回の宣光の注進から二つを選び、二択の中から義円様なり後小松院の決断を仰ごう。」との意見が満済から与えられた（3そ）。

この（3そ）のやりとりから、二択までは、満済・三伝奏・持基・良賢の衆議に完全に委ねられていたこと、さらには最後の二者択一も、後小松の判断に委ねられる可能性のあつたことがわかる。義円は意志決定主体としての役割をほとんど果たしていなかつたのである。

かくして宣光勘申分の難陳が始まる。まず持基が北条義時の一族に「義政」がいたので、「義雅」に反対する意見を表明した。それに対し宣光は「先例上問題ない、義時流には「良持」がいた。ただし義持の先例につながることになるので、もしかしたら義円様の内心に違うかも

しれない。再考してみようと思う。」として「義貴」に変更した（3た）。ここから義円が義持を嫌うと思われていたこと、とはいへ、あくまで公家衆は「ひよつとしたら本意ではないのかもしれない。」と推量するのみであつたことが明らかになる。話を難陳に戻すと、さらに「義貴」についても持基が「義孝」がいて不吉である点を指摘したので「義寛」へと変更された。そして「義寛」「義英」「義順」の三択をさらに良賢に諮ることとなつた（3ち）。

これらのやりとりは、おそらく時房から満済に伝えられた（3つ）。そうしたところ満済は「とはいっても儒者に適任者はいるのか。兼良に聞いてみよう。」と答えた。実務的な差配についても、満済は中心人物の一人であつたといえる（3て）。さらに満済は、「[義寛]は「(大内)義弘」のことを考慮に入るべきだろうか。」との話題が上つたことに対応して、「義宣」と「義規」だけを勘文に載せるよう指示を出した。満済の意見が勘文の内容に大きな影響を与えていた様子が伺われるよう（3と）。続けて満済は、「関白撰進分についてわざわざ良賢に諮り、「益」を推挙する返答があつたにもかかわらず、関白撰進分が一つも候補に入らないのでは、良賢に尋ねた意味がない。とにかく（関白撰進分の）「義宣」を追加するように。」と命じた。満済は、持基と三伝奏が協議で決めた「義寛」「義英」「義規」から「義規」を選び、さらに「義宣」を付け加えるよう主張したのである（3な）。それに対して宣光は「寛」の正当性を「執存」じたが（3に）、時房と經興は「寛」は厳しいのでは。」との見解を示した。さらに良賢も「義寛」「義英」「義規」

から「義規」を推举した（3ぬ）。

その後三伝奏は、再び満済のもとに報告へ訪れる。そうしたところ満済は「それぞれ意見を述べよ。」と指示した（3ね）。三伝奏は「おそれ多いので。」と固辞したが（3の）、満済は「先日義円様も「一つに決めよ」と仰せたのだから、自分なりの意見を述べよ。」と続けた（3は）。再び、義円が候補を一つに絞るよう要求した（3え）の内容が言及されている。やはり、義円がすべてを自分で決定する存在としては認識されておらず、⁽¹²⁾満済こそ実際に意見を聞き、判断する責任主体であったことがわかる。さらに時房以下はもう一度良賢を訪ね、「最も無難な「益」を挙申したが、「宣」も問題ない。「仰下」は有り難い。」との言葉を得た（3ひ）。なお「仰下」とは（3な）の内容を指すものと思われる。ともあれ、ようやく候補選定作業は完了し、満済・良賢との意見交換の上、完成した勘文を持基に進呈する運びとなつた（3ふ）。

さて、勘文が完成したことにより、あとは正式決定を待つのみとなつたわけだが、そのとき、再び時房のもとに持基からの諮問が届く。「義様自ら決めるか、後小松院に任せるかしたあと、「宸筆」による正式決定の文書を頂くことになるが、その際に私（持基）がその文書を義円様に持参するのか、それとも三伝奏が届けるのか。」という内容であった。諮問を受けた時房は、「持基様が自ら「出御」されるのがよいでしょう。そうすれば厳重な受け渡しの儀が実現します。」と記している（3へ）。「宸筆」とは後小松の勅筆を指すと思われるが、注目すべきは、最初に義円邸で審議継続となつて以降、この段階に来てようやく義

円の存在が表向きに登場するという点である。つまり義円は全ての決定が終了した後、手続上の存在としてはじめてその姿を見せるのである。さて、満済は「三伝奏の方がよい。」とし（3ほ）、さらに伝奏と満済の間で意見交換がなされた（3ま）。時房は「満済様や関白からなら問題ないが、伝奏からということになれば」と前置きして（3み）、服装中である自分が義円への使者になることの可否を問うたところ（3む）、満済は「基本的には問題ないと思うが。」としながらも経験と宣光が満家に持参することになった（3め）。

かれこれ経ながら、最終的には（後小松の決断により）「義宣」に決定し、その結果は持基から義円に伝達された（3も）。ちなみにこの決定には裏話があった。後小松に対しても時房が密かに「規」の難を告げていたのである（3や）。このことから候補は「義規」と「義宣」であつたことが確定する。つまり（3と）で満済が指示した通りに勘文が作成されていたのである。しかも最終的に選ばれた「義宣」は、いわば満済の肝いりだった（3な）。義円の「名字」は、すべてが満済の青写真通りに決定されたといつても過言でない。

以上の名字撰進の過程から、以下の五点を指摘することができる。一は、ここでもやはり実務は三伝奏と持基によって担われていた点である。二として、義円の「仰せ」とされる内容が散見されるものの（3え、3そ、3た、3は、3へ）、具体的な発言は（3そ）（3た）の二つしかない点が注目される。しかも（3た）はあくまで宣光が推量しているのみであり、（3そ）は満済が「仰せ」という体裁で自分の意見を伝

えただけの可能性もある。また義円は、三択の中からの選択においても、主体的な決断を下すことなく、最終的な結論を衆議に求めている

(3え、3そ)。さらに、二択になつた後にいてさえ、その取捨を後小松に委ねている(3へ)。「名字事」の描写からも、義円の主体性を見いだすことは困難だろう。彼は、手続上の存在として最終段階にのみ、その姿をあらわすのである。

さらに三として、最終決定は後小松により下されたこと(3へ、3も、3や)、四として窓口はここでも管領畠山満家だったこと(3え、3き、3こ、3さ)をそれぞれ指摘できる。最後に五として、全般にわたり満済が関与していた点を強調したい(3う、3え、3か、3く、3す、3そ、3て、3と、3な、3ね、3は、3ほ、3み、3め)。特に、直接の指示により勘申内容を「義寛」「義英」「義規」から「義宣」「義規」に変更させること(3と)、良賢を尊重するふりして、良賢推薦の「義益」でなく「義宣」を候補に入れさせ(3な)、結局それが採用されたこと(3も)などを重視したい。繰り返しになるが、最終的に決定した「義宣」は、本来なら、勘文に載る可能性はなくなつていた。満済がその一存によつて、強引に最終候補入りさせたものである。この「名字」決定の過程は、満済の意図を合法的に実現させるために踏まれた、形式上の手続きでしかなかつたとさえ評価しうるだろう。「義宣」への改名は事実上、満済の意のままに進められたといつても過言ではない。

おわりに

以上、「条々」を分析してきた。そこから導き出されたのは、三伝奏と持基により実務上のお膳立てがなされ、三宝院満済が事実上の最終決定を下すことによって運営された幕府政治のありようである。そこでは、管領畠山満家が窓口とされ、後小松上皇による副次的な関与がなされていた。

ここでもう一度、「条々」に対する義円の関与を確認してみると、「三人相談可参申閑白由被仰下之由、管領示之」(七九頁六〇九行、未引用)、「此三_{宣・義・秀}内何可然哉、定可申意見之由可被仰下歟」(3え)、「今以此折紙雖披露、先日仰可為同篇之間、只今不可披露、相談可申之由早可被仰三人_{予・大}勅_右之由、僧正答申執柄云々」(3そ)、「先日仰、已談合可申一定之趣也、何不申所存哉、無涯分者只可申「我」涯分之意見耳也、且以一人雖可事足、每「欠」副二人不可有斟酌(略)」(3は)などである。そのほとんどが極言すれば、「衆議に任せる、よきにはからえ。」という発言でしかない。例外としては、「但勝定院御例強不可模之由若彼内心在之哉」(3た)などがあるが、あくまで「彼内心」を推量しているのみであることに注意しなければならない。また「思食之子細皆以奉推量事也_{三代御事之子細也}然而慥就無其仰閑白頻「被力」尋者、其時管領云、以御推量分只可被申之由可申者」(1と)も義円の「仰」だろうと解釈した。この「仰」にしても実態は、義円による明確な意志表示がなされず、そのことにしびれを切らした持基が返答を促し、返事に窮した満家が「推量に任せる」と伝達したにすぎないと思われる。つまり

周囲が義円の真意を懸命に推し量っているのであり、逆に言えば義円による明確な意志表示がなされていなかつたことを示していよう。

少なくとも公家社会との協議を必要とする事柄については、正長元年のこの段階において、義円の政治的主導性はほとんど認められないと断じてよいだろう。

ところで、本稿のここまでの大過がないとするならば、もう一つ指摘しておかなければならないことがある。義円すなわち義教は自己の先例を義満に求めたとされている。この点について、例えば桜井英治氏はその著書の中で、「將軍家家督を繼承した義教がまつさきに着手したのは、義持時代の例を廃して、義満時代の旧儀に復することであつた。」として義教（義円）の主導性を評価している。⁽¹³⁾

事」を振り返つてみたい。義円の官位について再確認すると、「鹿苑院殿御佳例先可有御叙爵候哉、彼御例、正五位下・左馬頭等後日也、今度

之儀御叙爵同日御拝任左馬頭尤可然候哉、」（2お）とあつたように、必ずしも義満の先例そのままというわけではなかつた。それにも関わら

ず、「欠」拝任左馬頭「欠」御叙爵之日「御」拝任治部大輔「欠」、此例同日官位御沙汰也、於左馬頭者猶被守先父之佳例、彼是被廻執柄貴

計、所被経 奏聞也、小除目了、于時未刻歟、」（2け）とあつたように、「猶被守先父之佳例」という面が強調された。つまりこの時点ですでに、義満の先例を「佳例」と捉える認識が存在していたのである。

「御官位事」は二条持基の圧倒的影響下で進められたわけだが、持基個人のみの独断ではあるまい。やはり、「条々」全体から伺えるように、

満済・持基・満家・三伝奏・後小松の五者を中心とした公武社会の合意の上の判断だつただろう。そしてくどいようだが、義円の個人的な意見は、等閑視されていたとまではいわないまでも、過大評価はできない。ならば、義満の先例を準拠すべき「佳例」とするという方向性は、義円の発案であつたと考えるよりも、当時の公武社会に共有された了承事項であつたと考へるべきだろう。義円はその流れに承諾を与えたに過ぎないか、少なくとも副次的な役割しか果たしていなかつたと思われる。義教（義円）が義満を「佳例」としたからといって、例えば「義教は義満型の政治を志向した。」などと、一足飛びに飛躍させることはできないのである。

註

(1) 「足利義教の嗣立と大館氏の動向」（『法政史学』三一 一九七九）、三三一三四頁。

(2) 太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」（『史觀』九一 一九七六）、三〇頁。

(3) 以下『建内記』は『大日本古記録』の『建内記』一』を用い、破損部の復元を同書に従う場合は「」で補い、私見には「力」を加えた上で「」で補う。そのままにしておく場合は、破損箇所の長短を捨象した上で「欠」とする。傍注については、「」として適宜本文中に加え入れたが、特に必要を感じなかつたときは捨象し、挿入箇所が明示されているときは「」を用いなかつた。見せ消し部分は基本的に本文から省いた。本

文の改行を捨象したときは「—」を加えた。また隨意で改行を施した。なお、日付の確定がなされていない『建内記』の七六頁～一〇六頁に関しては、頁数と行数を記し、行数については原文のみを数に入れた。頁数・行数のみの注記の場合、『建内記』からの引用である。旧字や異体字は任意に一般的な新字に改めた。

(4) 七九頁六～九行。
(5) 九六頁九行～九八頁六行が関連すると思われる。
(6) 八〇頁四～六行。
(7) 八〇頁一〇行～八一頁一行。

(8) 「仰」の主体を管領畠山満家と解釈することも可能であるが、そうであるとしても、「義教が前面に出ることはない」という論旨に抵触することはないと考へる。

(9) 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」『日本中世史論集』岩波書店 一九九〇、初出一九六八)、今谷明『室町の王権』(中公新書 一九九〇)。

(10) 「御名字事」については、記事が非常に錯綜しており、時系列順に配列するのが困難である。本稿では暫定的な措置として、概ね『大日本古記録』の配列を踏襲する。より精密に検証すれば、時系列上の齟齬もありうるだろうが、本稿全体の結論に大きな影響は出ないと考えるので、『大日本古記録』を尊重した。

(11) 「執柄承之」の語順を重視すると、武家から「三伝奏ともどもで存分に意見せよ。」と持基に指示が出されることになるが、(3そ) (3へ) での使用法も併せて考へると、本文の解釈で問題ないと考える。

(12) 無論、あくまで満済が主人の権威を持ち出すことにより、事をスムーズに運ぼうとして用いた表現なのかもしれないが、その表現が通用したところをみると、「義円ならそういう指示を出しておかしくない。」との認識が

(13) 『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社 二〇〇一)、一二〇～一二一頁。

公家衆に存在していたことを推測できよう。